

令和8年度 宇部市会計年度任用職員 募集要項

【職種：保育士】

宇部市こども未来部保育幼稚園課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電話（0836）34-8329

1 募集職種、採用予定人数等

募集職種	職務内容	勤務形態	勤務場所・採用予定人数	受験資格
保育士	保育業務	①週4日 (7時間45分)	西岐波保育園 (2人) 神原保育園 (2人) 第二乳児保育園 (1人)	保育士資格を有する者 又は 保育士登録をしている者
		②週5日 (3時間)	神原保育園・休憩 (1人)	

※勤務場所は、各園の状況により任用中に異動する場合があります

※西岐波・神原・第二乳児保育園については、一時預かり業務等を含みます

2 勤務条件（令和8年1月30日現在）

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績により、2回を限度として再度任用する場合があります。
勤務時間	①月曜日～土曜日 7時～19時の間 シフト制 休憩時間60分 ②月曜日～土曜日 休憩 11時～15時の間 シフト制 休憩時間なし ※勤務時間の詳細は、お問い合わせください
報酬	①月額 (短大卒) 178,080円～ (大卒) 188,000円～ ②日額 (短大卒) 4,103円～ (大卒) 4,331円～ ※学歴、宇部市における同種の非常勤職員としての経験年数により加算される場合があります。また、給与改定が行われた場合、報酬額が変更となる場合があります。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、期末手当、通勤費等が支給されます。
休日	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)及び予め指定する日
休暇	年次休暇(任用期間及び任用条件に応じて付与)、特別休暇(有給、無給)
服務	地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
条件付採用	令和2年4月1日施行の改正後の地方公務員法第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険等	①健康保険(短期共済組合員)、厚生年金、雇用保険 ②なし
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

3 受付期間、提出先等

【受付期間】 随時（採用予定人数に達し次第、受付終了）

9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

【提出先】 保育幼稚園課（宇部市役所 本庁1階 11番窓口）

【提出方法】 窓口へ持参又は郵送

4 受験手続きに必要なもの

受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付の上、受験資格が確認できる書類の写し（保育士登録申請中の方は『保育士登録申請書』の写し）と併せて保育幼稚園課へ提出してください。

書類に記入漏れ等の不備がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

5 試験日時、試験内容等

試験日時	試験場所	試験内容
申込受付後、個別に随時実施	宇部市役所 宇部市常盤町一丁目7番1号	面接試験

6 合格者の発表

試験実施日より1週間以内に電話で通知するとともに、宇部市ウェブサイトに合格者の受験番号を掲載します。

7 合格から任用まで

試験の合格者を任用候補者として、勤務条件等の合意のもとで任用を決定します。

8 受験資格等に係る注意事項

(1) 登録取消や再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備され、令和6年4月1日より特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者）に該当するかを特定登録取消者に係るデータベースにより確認させていただきます。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②宇部市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者